

平成20年 2月12日

障害者自立支援対策臨時特例 交付金に関するQ & A (追加分4)

Q1 追加メニュー等を踏まえた都道府県及び市町村の特別対策事業実施計画の見直しに伴い、市町村ごとの交付の上限額を20%を超えて変更する場合、厚生労働大臣の指示を受けなければならないが、どのような事務手続きが必要となるのか。

A 1 市町村ごとの交付の上限額の設定方法及び交付の上限額の補正については、平成19年2月6日付、障地発第0206005号「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領の取り扱いについて（通知）」によりお示ししているところである。

指定した計算方法により設定した市町村ごとの交付額の上限を都道府県が20%を超えて補正する場合は、都道府県における管内市町村ごとの補正前後の上限額及び補正理由を簡潔に記載した協議書を当係あて提出願いたい。

< 地域生活支援室予算係 >

Q2 今回いくつかのメニューが示されているが、各事業の実施時期はいつからになるのか。各自治体の判断で、実施できる時期から実施すればよいのか。

A 2 追加メニューの実施年度は、原則、平成20年度とする。但し、一部諸物価の高騰等への対応については、平成19年度とする。

< 地域生活支援室予算係 >

Q 3 追加メニューが示されているが、現在20年度末の事業となっているが、終了時期の延長は行わないのか。

A 3 今回の追加メニュー事業については、「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」がまとめた障害者自立支援法の抜本的見直しに係る報告の中に盛り込まれた特に必要な緊急措置を踏まえたものであり、特別対策事業の終了時期の延長を行う予定はない。

< 地域生活支援室予算係 >

Q 4 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領の一部改正により、特別対策事業の精算に限り、基金事業の実施期限を平成21年12月末まで延長することができることとされたが、施設の改修等を行う基盤整備事業等、平成20年度末までに事業が完了しなかった場合の取り扱い如何。

A 4 基金管理運営要領上、基金の管理、運用、取崩し等に係る事業を「基金事業」、基金を活用して行う事業を「特別対策事業」と定めているところである。

この度、基金事業の実施期限を延長することができることとしたのは、事業運営円滑化事業の精算事務において、平成21年3月分の支払いが、4月以降にずれ込むことなどのため、一定の出納整理に要する期間を設けたものであり、特別対策事業の実施期限を延長するものではない。

したがって、基盤整備事業等の実施にあたっては、平成20年度末までに完了するよう取り扱われたい。

< 地域生活支援室予算係 >

小規模作業所緊急支援事業

Q 5 小規模作業所緊急支援事業（小規模作業所に対する110万円の助成事業）について、年度途中で新体系に移行する場合については、助成対象とならない取扱とされているが、年度途中であっても円滑に移行を促進する観点から、助成の対象とするべきではないか。

A 5 小規模作業所緊急支援事業（小規模作業所に対する110万円の助成事業）については、1年間分の経費として助成していたところであるが、障害者自立支援法に基づく新体系への移行の準備が整うことにより、年度途中であっても新体系への移行が可能となる状況もあり、そのような小規模作業所に対しても積極的に支援する観点から、年度途中で新体系へ移行した場合においても当該助成事業の対象とすることとする。

<地域生活支援室地域生活支援係>

（参考）障害者自立支援対策臨時特例交付金に関するQ & A（追加分3）によりお示しした内容

Q 6 小規模作業所緊急支援事業の助成対象期間は、いつからいつまでか。例えば、平成19年2月に地域活動支援センターに移行する場合にも110万円の助成対象となるのか。

A 6 小規模作業所緊急支援事業は、平成19年度以降平成20年度末までに地域活動支援センター等に移行するとする移行計画を作成した小規模作業所を対象としているところである。
例えば、平成19年4月から新体系への移行（就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等）が決定している場合、平成18年度小規模作業所緊急支援事業の助成の対象となるが、平成19年2月に移行する場合には、平成18年度中に移行することから平成18年度小規模作業所緊急支援事業の助成の対象とならない取扱いとする。また、平成19年度以降についても、当該年度内に移行する場合には、当該年度の小規模作業所緊急支援事業の対象とはならないものとする。

障害者自立支援基盤整備事業

Q 6 「ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事」について、

「社会福祉施設等施設整備費及び障害者就労訓練設備等整備費の補助対象とする」とあるが、具体的にどのようなスキームとなるのか。

また、「原則として本事業の対象外とする」とあるが、例外的に、本事業（基盤整備事業）の対象となる事例として、具体的にどのような場合を想定しているのか。

A 6

グループホーム及びケアホームの改修工事については、平成20年度より、以下のとおり既存の補助事業の補助対象とするため、原則として障害者自立支援基盤整備事業（以下「基盤整備事業」）の補助対象外といたします。

なお、各補助事業による補助基準額は調整中であり、詳細は後日ご連絡いたします。

また、消防法令改正に伴うグループホーム等におけるスプリンクラー設備の整備については、社会福祉施設等施設整備費及び障害者就労訓練設備等整備費の「改修」事業の対象といたします。

補助金名	自己所有の有無	補助基準額	補助率	負担割合
社会福祉施設等施設整備費補助金	自己所有物件	調整中	1 / 2	県1 / 4・法人1 / 4
障害者就労訓練設備等整備事業	貸与物件	調整中	1 / 2	県1 / 4・法人1 / 4

なお、各都道府県において、既に基盤整備事業を前提に平成20年度分の採択を内定している等、新たなスキームによることが困難な場合においては、引き続き基盤整備事業として補助を行うことができます。（この場合も、消防法令改正に伴うグループホーム等におけるスプリンクラー設備の整備について補助対象となります。）

< 障害福祉課福祉財政係 >

障害者自立支援基盤整備事業

Q7 「ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事」について、社会福祉施設等施設整備費又は障害者就労訓練設備等整備費として協議を行う場合、

国（厚生局）への協議が必要となるのか。
執行スケジュールはどのようになるのか。

A7

それぞれの補助金のスキームと同様、社会福祉施設等施設整備費については各地方厚生局へ、障害者就労訓練設備等整備事業については、本省へ協議をしていただく（両者ともヒアリングは行わない予定である。）

社会福祉施設等施設整備費については、2月～3月に各地方厚生局において協議を受け付け、4～5月に内示を行う予定である。

障害者就労訓練設備等整備費（改修事業に係る分）については、年度内に本省において協議を受け付け、4月～5月に内示を行う予定である。

上記日程等については、後日、改めて正式に通知を発出する予定である。

< 障害福祉課福祉財政係 >

障害者自立支援基盤整備事業

Q 8 障害者自立支援基盤整備事業は、既に新体系に移行した事業所を対象としてよいか。

A 8 新体系におけるサービスの基盤整備を進めることを目的としていることから、新体系に移行する場合に必要となる改修等の経費に対し助成を行うことを原則としているが、サービス基盤の定着を図るために必要と認められる場合においては、既に新体系に移行した事業所を対象として差し支えない。

< 障害福祉課福祉財政係 >

在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業

Q 9 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業について、障害者自立支援対策臨時特例交付金に関する Q & A（追加分 2）で、従業者の資質向上や職場定着等に資する独自の取組における具体例として、「サービス提供現場に同行させて行う研修」が挙げられていたが、具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 9 「サービス提供現場に同行させて行う研修」は、新規採用者に係る研修の修了者に対して、熟練指導者が、予め研修計画を作成し、研修内容及び期間を定めて行う個別研修を想定している。
ただし、同時に 2 人の重度訪問介護従業者が一人の利用者に対して介護を行う場合において、当該 2 人の従業者のうちの 1 人が研修の指導者である場合には、本事業の対象にはならないものである。
なお、対象経費は、指導者に対する謝金、手当等の基本給以外の経費とする。

< 障害福祉課 訪問サービス係 >

在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業

Q 10 従業者の資質向上や職場定着等に資する独自の取組（研修等）に要する費用について、人材確保のために行う求人広告に要する経費
重度訪問介護事業所の職員やヘルパーが、障害者への対応方法について、産業カウンセラーへ相談するための経費
は、含まれるのか。

A 10 お見込みのとおり。

< 障害福祉課 訪問サービス係 >

在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業

Q 1 1 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業について、夜間支援体制を強化するために必要な備品も対象になるとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 1 1 FAX、プリンタ、パソコン等を想定しているところであるが、夜間のサービス提供や連絡体制の整備等に必要な備品であれば、幅広く認めて差し支えない。

(例)

- ・ 備品収納のための倉庫
- ・ 事業所備え付けの防寒具、コルセット（個人への支給は不可）
- ・ 除雪用品 など

< 障害福祉課 訪問サービス係 >

施設外就労等に対する助成事業

Q 1 2 施設外就労等に対する助成事業における一般就労とは、就労継続支援 A 型事業所への就労も対象となるのか。

A 1 2

お見込みのとおり。ただし、同一法人内の就労継続支援 B 型事業所から就労継続支援 A 型事業所へ就労した場合は対象としない。

< 障害福祉課 就労支援係 >

ケアホームの重度障害者支援体制強化事業

Q 1 3 ケアホームの重度障害者支援体制強化事業については、経過的ケアホームや個人単位でホームヘルプを利用する場合についても対象となるのか。

A 1 3 障害程度区分4以上のケアホーム入居者であれば、経過的ケアホームや個人単位でホームヘルプを利用している者でも対象となる。

< 障害福祉課相談支援係 >

ケアホームの重度障害者支援体制強化事業

Q 1 4 ケアホームの重度障害者支援体制強化事業については、審査・支払業務の負担軽減の観点等から、事業者に対して、毎月払いではなく、四半期毎等の支払いとしてもよいか。

A 1 4 ケアホーム重度障害者支援体制強化事業の支払いにあたっては、障害者自立支援給付支払等システムを活用することができないことから、本来であれば、事業者に対して毎月支払いをすることが望ましいが、市町村の審査・支払業務の負担軽減の観点等から、市町村の判断により、四半期毎等の支払いとしても差し支えない。（施設外就労等に対する助成事業についても同様の取り扱いとする。）

< 障害福祉課相談支援係 >

相談支援充実・強化学業

Q 1 5 市町村単独での実施が困難な場合等で、都道府県が事業を実施する場合の補助基準額は、どのようになるのか。

A 1 5 都道府県が10市町村分について事業を実施する場合は、
1,700千円（1市町村あたり補助基準額）×10市町村 = 17,000千円が補助基準額となる。

< 障害福祉課相談支援係 >

相談支援充実・強化学業

Q 1 6 市町村が相談支援充実・強化学業を実施している場合について、当該市町村分の補助基準額を都道府県の補助基準額として算定することはできるのか。

A 1 6 市町村が事業を実施している場合は、当該市町村の補助基準額を都道府県の補助基準額として、算定することはできない。

（例）県内に20市町村があり、市町村単独で実施するのが10市町村、県で実施するのが10市町村の場合の県の補助基準額

1,700千円×20市町村 = 34,000千円（県全体の補助基準額）

市町村単独実施（10市町村）1,700千円×10市町村 = 17,000千円

県で実施 34,000千円 - 17,000千円 = 17,000千円が県の補助基準額となる。

< 障害福祉課相談支援係 >

視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業

Q 1 7 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業については、中央で研修を行うことになっているが、その具体的な実施時期や実施内容等はどのようになっているのか。

A 1 7 現在、関係団体と調整中であり、別途お知らせする。

< 地域生活支援室地域生活支援係 >

事業者コスト対策

Q 1 8 「事業者コスト対策」については、具体的にどのようなものを助成の対象として想定しているのか。

A 1 8 「事業者コスト対策」については、

- (1) 今回の利用者負担等の更なる見直しに伴って、各事業者の請求事務等に必要な会計システム等の改修に要するコスト、
- (2) 19年度中の著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等を追加的に助成するために実施することとしているところである。

したがって、助成すべきコストについては、その発生が19年度中のものを対象として、限定的に実施されるものであるが、会計システム等の改修については、利用者負担の見直しが20年7月施行であるため、20年度において改修を実施する場合についても助成の対象とすることができることとしているところである。(ただし、19・20年度の両方を対象とすることはできない。)

具体的には、個々の事業者によって若干の違いがあることは想定されるが、

(1) 事務処理コスト対策

更なる利用者負担等の見直しであることから、会計処理のためのシステムの一部改良により対応することが可能であることから、改修に要する経費の一部を助成

(2) 諸物価高騰対策

19年度の社会経済情勢の著しい変動に伴うコストの増加等については、極めて他動的な要因によるものであり、かつその影響による経費の増加を法人の努力等によっても抑制することができないという特殊性があるなど、その対象経費は限定的に取り扱うべきものとする。

なお、著しいコストの増加に繋がるものとしては、原油価格の高騰に伴う冬期の暖房に必要な燃料の購入費の増加等が考えられるところである。

< 障害福祉課福祉サービス係 >

事業者コスト対策

Q19 「事業者コスト対策」について、助成する具体的な対象経費と補助単価はどのようになっているのか。

A19 事業者コスト対策において助成すべき具体的な内容や対象経費については、各事業者の実情等により大きく異なるところであり、各事業者へ助成する具体的な内容、対象経費については、各都道府県の審査に基づくご判断に委ねることとしているが、助成する補助単価については、

- (1) 事務処理コスト対策については、一定額の助成単価を設定
- (2) 諸物価高騰対策については、都道府県ごとに助成単価を設定することとしており、基金からの助成についてはお示した額としている。

なお、各地方公共団体のご判断により、基金に寄らずに助成額を増額させることについては、これを妨げるものではない。

< 障害福祉課福祉サービス係 >

経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業

Q 2 0 「経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業」に関して示された「児童デイサービス事業所周辺に就学前児童が少ないことへの考え方」の事例は、参考という位置付けと考えてよいか。

A 2 0 同じ学区に複数の児童デイサービスが有るような場合は、通常就学前児童に対する早期支援のニーズが一定以上あると考えられる。このような場合は、就学前児童への支援と就学児童の支援を分担し、就学児童への支援については、放課後の各種対策で対応していただくことが適当と考えられるため、あくまで一例として標記参考事例を示したものである。

しかしながら、同じ学区に複数の児童デイサービスがある場合でも、同学区の周辺には児童デイサービスがなく、広域的に捉えた場合には学区に1か所しかない場合と同じ状況にある等、役割分担ができない地域の特殊事情もあることから、当該事業の実施の可否については、市町村において御判断いただいて差し支えない。

< 障害福祉課障害児支援係 >